

金融庁、有価証券報告書レビューの2025年度審査結果及び審査結果を踏まえた留意事項等を公表

2026年3月27日、金融庁から2025年度の有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意事項等が公表されました。

政策保有株式

重要な契約等

内部統制報告書



News

- サステナビリティに関する考え方及び取組（ガバナンス、リスク管理、戦略並びに指標及び目標、人的資本、参照方式）及びコーポレート・ガバナンスの状況等（コーポレート・ガバナンスの概要、内部監査の状況）の開示について、前年度と同様に記載がない又は不明瞭な開示事項があるという課題が識別されています。
- コーポレート・ガバナンスの状況等（政策保有株式）の開示について、前年度と同様の課題のほか、保有目的を純投資目的に変更した場合における変更理由、変更後の保有又は売却に関する方針の記載が不明瞭であるという課題が識別されています。
- 企業・株主間のガバナンスに関する合意に該当する重要な契約等の開示について、当該合意に係る意思決定の過程等の記載がない又は不明瞭であるという課題が識別されています。
- 内部統制報告書においては、内部統制の評価の範囲の記載について、決定した事由の記載がないという課題が識別されています。
- 当年度の法令改正等関係審査では、法令改正事項等の審査のほか、2025年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に関する調査が併せて実施され、金融庁から別途、調査結果^{*1}が公表されています（「総会前開示に関する有価証券報告書レビューにおける調査結果（2026年2月20日）」）。

*1 金融庁 総会前開示に関する有価証券報告書レビューにおける調査結果（2026年2月20日）

(https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji_review.pdf)



Background

有価証券報告書レビューは、**有価証券報告書の記載内容の適正性を確保**するとともに、**記載内容の充実化の促進の観点から金融庁及び財務局等が連携して実施する**ものです。

具体的には、**法令改正等関係審査（全ての提出会社が対象）、重点テーマ審査及び情報等活用審査（個別の質問票が送付された会社が対象）の3つを柱**としています。



Insight

有価証券報告書の作成・提出にあたっては、**サステナビリティに関する考え方及び取組、コーポレート・ガバナンスの状況等について従来から識別されている課題のほか、政策保有株式、企業・株主間のガバナンスに関する合意、内部統制の評価範囲について開示の十分性・明瞭性に留意することが重要**です。

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等について

(1) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意事項等

2026年3月27日、金融庁より2025年度の有価証券報告書レビューとして、2025年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書について以下の内容の審査が実施され、有価証券報告書の作成・開示に際しての留意すべき事項等が公表されました。

<法令改正等関係審査>

- 重要な契約等の開示
- 政策保有株式及び純投資目的の株式の開示
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価の範囲に関連した記載事項

<重点テーマ審査>

- サステナビリティに関する企業の取組の開示
- コーポレート・ガバナンスに関する開示（政策保有株式関連の開示を含む）

これによれば、当年度の審査の結果、前年度審査で識別された課題が継続的に識別されているほか、新たな課題も識別されています。識別された課題及び留意すべき事項のうち主なものは、以下のとおりです（下線箇所は、当年度新たに識別された課題）。

① サステナビリティに関する企業の取組の開示

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭 	<ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載する • 執行体制に関する記載だけでなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められている
<ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程の記載がない又は不明瞭 	<ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載する • サステナビリティ関連の機会についても、このような過程を記載する

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"> ・ 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭 ・ サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載が求められている ・ サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組やサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報として規定されていることに留意する
<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていること等を参考にすることが考えられる ・ 気候変動関連の戦略並びに指標及び目標について、重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、他の公表資料（統合報告書やウェブサイト等）では、気候変動を重要な課題として識別した上で関連する戦略並びに指標及び目標について開示している場合、有価証券報告書に記載すべき重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性があるので留意する ・ 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについては、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載が求められている
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的資本に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を戦略の項目において記載し、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標の項目において記載する ・ 具体的に設定・把握していない等の理由により、これらの項目を記載することが困難な場合にはその旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられる
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的資本に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの開示が求められている。連結会社ベースの開示が困難な場合には、その旨、開示が困難な理由、開示対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"> 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある 	<ul style="list-style-type: none"> 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して省略する場合、他の箇所に記載の旨を記載するとともに、当該他の箇所において「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を適切に記載する必要がある
<ul style="list-style-type: none"> 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある 	<ul style="list-style-type: none"> 開示府令に規定する事項は有価証券報告書に記載する必要があり、その上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされている

② コーポレート・ガバナンスの状況等の開示

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"> 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない 	<ul style="list-style-type: none"> 開催頻度、具体的な検討内容、個々の役員の出席状況及び常勤の監査役の活動について、それぞれ当該事業年度における実績を記載することが求められている（方針の記載のみでは実績の記載とはならない）
<ul style="list-style-type: none"> 内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査部門が取締役に直接報告を行う仕組みの有無についても記載することが求められている。直接報告を行う仕組みが無い場合には、その旨を記載することに留意する
<ul style="list-style-type: none"> 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的（保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む）が具体的に記載されていない 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 政策保有株式の銘柄ごとの開示においては、保有目的を具体的に記載することが求められている 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を具体的に記載することが求められている 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が株式の持合いを通じた安定株主の確保にある場合には、当該目的を記載することが求められている

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"> 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある 銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭 	<ul style="list-style-type: none"> 提出会社の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容について記載する際には、実態に基づいて適切に記載する必要がある 経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果（定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法）を具体的に記載することが求められている
<ul style="list-style-type: none"> 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている 	<ul style="list-style-type: none"> 2025年1月改正の開示府令及び開示ガイドラインの規定に従い、適切な開示を行う必要がある 純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう。このため、取引関係の維持・強化や安定株主の確保などの純粋な純投資目的以外の目的も含まれている場合には、政策保有株式として区分した上で、その保有目的の内容を、投資者が理解できるように、具体的に記載することが求められる
<ul style="list-style-type: none"> 保有目的を純投資目的に変更した場合に、保有目的の変更の理由の記載が不明瞭 保有目的を純投資目的に変更した場合に、変更後の保有又は売却に関する方針の記載が不明瞭 	<ul style="list-style-type: none"> 開示ガイドラインでは、株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等の提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的とはいえないとの考え方が示されている。当該規定に従い、純投資目的の株式に該当するかを判断し、適切な開示を行う必要がある 株式の売却又は継続保有に関する方針と実際の売却・保有状況との整合性を確認でき、投資者との対話に資する開示を行うことが重要である。売却方針である株式については売却予定時期を明示することが考えられるほか、それが困難な場合、売却時期に関する考え方を具体的に記載することが考えられる

③ 重要な契約等の開示における記載事項

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"> 企業・株主間のガバナンスに関する合意に該当する重要な契約等の開示において、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程、又は、当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）の記載がない又は不明瞭 	<ul style="list-style-type: none"> 開示府令では、契約の概要、合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載することが求められている
<ul style="list-style-type: none"> 2024年4月1日前に締結された契約である場合に、記載を省略する旨の記載（2025年4月1日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書までの経過措置）をしていない。2025年4月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書では経過措置が無くなるため、企業において検討を実施し、重要な契約等の開示漏れが無いように留意する 	<ul style="list-style-type: none"> 提出会社の締結している一定の合意を含む契約が、開示府令で示されている契約の類型に該当しない場合であっても、当該合意や契約が企業にとって重要な契約等である場合には、開示を行う必要がある

④ 内部統制報告書における記載事項

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"> 内部統制報告書の「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載について、改正内部統制府令ガイドラインで定められている事項について「決定した事由」の記載がない又は不明瞭 	<ul style="list-style-type: none"> 「会社が複数の事業拠点を有する場合において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際に利用した指標及びその一定割合」、「当該重要な事業拠点において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする業務プロセスを識別する際に選定した会社の事業目的に大きく関わる勘定科目」、「財務報告に係る内部統制の評価の対象に個別に追加した事業拠点及び業務プロセス」について、「決定した事由」を併せて記載することに留意する

※ 上記以外の留意事項及び「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項（投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等）」は、金融庁の公表資料*2をご参照ください。

*2 金融庁 令和7年度 有価証券報告書レビューの審査結果 及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260327-2/02-1.pdf>）

(2) 有価証券報告書レビューにおいて識別された課題対応にあたって参考となる開示例集

今後の提出会社による自主的な改善に資するよう、2025年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集^{*3}が、「令和7年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」の別冊付録として公表されています。

*3 金融庁 令和7年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された課題対応にあたって参考となる開示例集 (<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260327-2/03.pdf>)

2. 有価証券報告書レビューの実施について

2026年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書レビュー（審査）の実施概要は、後日公表する予定とされています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェSSIONALが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public